

令和5年2月27日

河合町議会議長 谷本 昌弘 殿
河合町長 清原 和人 殿
河合町代表監査委員 青木 崇 殿

河合町個別外部監査人 弁護士 片山 賢志
同上補助者 弁護士 西田 尚造
同上補助者 弁護士 前川 典彦

個別外部監査結果報告書

当職らは、地方自治法252条の41第2項に規定する長からの個別外部監査の要求に係る事項である「強制徴収公債権等に係る不納欠損処理事務」について、同法252条の27第3項に規定する個別外部監査契約に基づき実施した個別外部監査（以下「本件監査」という。）の結果を報告する。

第1 本件監査の概要

1 監査業務の期間及び日程

第1回	令和4年11月7日
第2回	令和4年11月10日
第3回	令和4年11月21日
第4回	令和4年12月6日
第5回	令和4年12月12日
第6回	令和4年12月15日
第7回	令和4年12月19日
第8回	令和4年12月21日
第9回	令和5年1月19日
第10回	令和5年1月25日
第11回	令和5年1月30日

第12回 令和5年2月8日

第13回 令和5年2月13日

2 監査従事者

個別外部監査人 弁護士 片山 賢志 川崎法律事務所

同上補助者 弁護士 西田 尚造 そらみつ法律事務所

同上補助者 弁護士 前川 典彦 川崎法律事務所

なお、個別外部監査人及び同補助者らは、いずれも河合町と利害関係がない。

3 監査業務の実施場所

河合町役場において実施した。

4 監査の対象

(1) 対象事項

地方自治法252条の41第2項に規定する長からの個別外部監査の要求に係る事項は、「強制徴収公債権等に係る不納欠損処理事務」である。

但し、不納欠損処理は、時効等により徴収金の徴収を目的とする権利が消滅していることを前提として行われるものであり、時効消滅等により債権を徴収することができなくなったことを表示するために行われる会計上の内部的な行為にすぎず、それ自体が債権放棄等の法的効果を有するものではない（福岡高判平成26年7月24日判例地方自治395号24頁など）。すなわち、不納欠損処理の対象とすべき債権は、時効消滅等により法律上徴収することができなくなった債権に限られる。

したがって、不納欠損処理事務が適切になされているかについては、まず、不納欠損処理それ自体が適切になされているか（言い換えると、法律上徴収することができる債権について不納欠損処理がなされていないか。）を調査することはもちろん、不納欠損処理それ自体が適切になされているとしても、その対象となった債権が法律上徴収することができなくなった原因に問題がないかについても調査をすることが必要である。

そこで、本件監査においては、不納欠損処理それ自体が適切になされているかだけでなく、不納欠損処理の対象債権の管理が適切になされていたかについても、監査の対象事項とした。

(2) 対象債権

本件監査の対象とした強制徴収公債権は、

ア 税務課が所管する強制徴収公債権のうち、一般会計に属する個人町民税、法人町民税、固定資産税及び軽自動車税、並びに特別会計に属する国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料（以下では、これらの公債権を合わせて「地方税等」という。なお、たばこ税も税務課所管の強制徴収公債権であるが、確認できる期間において未収が生じていないことから対象外とした。）

イ 子育て支援課が所管する保育料（利用者負担額）

ウ 上下水道課が所管する下水道使用料

エ 上下水道課が所管する水道料金

上下水道課が所管する水道料金は私債権であるが、下水道使用料と同時に徴収することから本件監査の対象とした。なお、以下では、下水道使用料と水道料金を合わせて「上下水道料金」という。

(3) 対象期間

基本的には平成29年度から令和3年度までになされた不納欠損処理事務及び債権管理事務を対象とした。

もっとも、上記各年度に不納欠損処理をするに至った債権の中には、平成28年度以前に発生した債権も当然に含まれるため、そのような債権については平成28年度以前の債権管理事務も対象とした。

5 監査の視点

- (1) 不納欠損処理それ自体が適切になされているか（法律上徴収することができる債権を対象とする不納欠損処理がなされていないか。）。
- (2) 強制徴収公債権の滞納処分は適切になされているか。
- (3) 強制徴収公債権の滞納処分の執行停止は適切になされているか。
- (4) 強制徴収公債権の滞納処分及びその執行停止の前提となる財産調査は適切になされているか。
- (5) その他、不納欠損処理をするに至った原因（対象債権が法律上徴収することができなくなった原因）に問題はないか。

6 監査の実施方法

税務課、子育て支援課及び上下水道課の担当職員からヒアリングを実施したほか、適宜関係資料の提供を受け、個別外部監査人及び同補助者において分析・検討を行った。

第2 不納欠損処理事務について

1 不納欠損処理とは

不納欠損処理は、時効等により徴収金の徴収を目的とする権利が消滅していることを前提として行われるものであり、時効消滅等により債権を徴収することができなくなったことを表示するために行われる会計上の内部的な行為にすぎず、それ自体が債権放棄等の法的効果を有するものではない（福岡高判平成26年7月24日判例地方自治395号24頁など）。

すなわち、不納欠損処理は、法律上徴収することができなくなった債権についてな

されるべきものであり、法律上徴収することができる債権について不納欠損処理をして、その債権管理を放置するような処理は許されない。地方公共団体が、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されないものであり（最判平成16年4月23日民集58巻4号892頁）、不適切な不納欠損処理をして債権管理を放置することは、「怠る事実」として住民監査請求・住民訴訟の対象となり得ることは言うまでもない（地方自治法242条1項、242条の2第1項）。

したがって、不納欠損処理は、法律上徴収することができなくなった債権だけを対象として、適切に行う必要がある。

2 本件監査の対象債権について不納欠損処理できる場合

本件監査の対象債権について不納欠損処理できる場合は、以下のとおりである。

(1) 強制徴収公債権（地方税等、保育料、下水道使用料）

本件監査の対象債権のうち、強制徴収公債権について不納欠損処理ができる場合（法律上徴収することができなくなる場合）は、以下のとおりである。

ア 滞納処分の執行停止が3年継続した場合における納付等義務の消滅

町長は、滞納者につき、

- ① 滞納処分をすることができる財産がないとき
 - ② 滞納処分をすることによって、その生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき
 - ③ その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき
- のいずれかに該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる（地方税法15条の7第1項1号ないし3号）。

そして、滞納処分の執行停止が3年継続したときは、徴収金を納付し、又は納入する義務は消滅する（同条4項）。

この場合、当該徴収金の納付等義務が消滅し、法律上徴収することができなくなるため、不納欠損処理が可能となる。

※ 滞納処分の執行停止は行政手続法2条1号の「処分」である。

※ 町長は、滞納処分の執行停止をしたときは、その旨を滞納者に通知しなければならない（地方税法15条の7第2項）。

※ 町長は、滞納処分の執行停止後三年以内に、その停止に係る滞納者につき滞納処分の執行停止の要件に該当する事実がないと認めるときは、その執行の停止を取り消さなければならない。この場合、その旨を滞納者に通知しなければならない（同法15条の8）。

イ 滞納処分の執行停止をした場合における「徴収金を徴収することができないことが明らかである」ものの納付等義務の消滅

滞納処分の執行停止をした場合において、当該徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、町長は、当該徴収金を納付し、又は納入する義務

を直ちに消滅させることができる（同条5項）。

この場合、当該徴収金の納付等義務が消滅し、法律上徴収することができなくなるため、不納欠損処理が可能となる。

ウ 時効による消滅

強制徴収公債権が消滅時効期間の経過により消滅した場合（地方税法18条1項など）、法律上徴収することができなくなるため、不納欠損処理が可能となる。

※ 公債権の消滅時効について援用は不要であり、時効の利益を放棄することもできない（地方税法18条2項など）。

エ 議会の議決による権利放棄

地方公共団体は、議会の議決により権利の放棄ができる（地方自治法96条1項10号）。これにより強制徴収公債権が放棄された場合、法律上徴収することができなくなるため、不納欠損処理が可能となる。

(2) 水道料金

本件監査の対象債権のうち、私債権である水道料金債権について不納欠損処理ができる場合は、以下のとおりである。

ア 履行延期の特約をした場合における免除

町長は、債務者が無資力又はこれに近い状態にあるときは、水道料金債権の履行期限を延長する特約をすることができる（地方自治法施行令171条の6第1項1号）。この場合、水道料金債権の当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約をした場合は、最初に履行延期の特約をした日）から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、町長は当該水道料金債権を免除することができる（同法施行令171条の7第1項）。なお、この免除には議会の議決を要しない（同条3項）。

上記免除により、水道料金債権は法律上徴収することができなくなるため、不納欠損処理が可能となる。

イ 時効による消滅

水道料金の消滅時効期間は、

- a 令和2年3月31日以前に締結された給水契約に基づき発生した水道料金債権については、権利を行使できるとき（納期限）から2年（平成29年6月2日法律第44号による改正前の民法166条1項、173条1号、同改正附則10条4項）であり、
- b 令和2年4月1日以降に締結された給水契約に基づき発生した水道料金債権については、町が権利を行使できることを知ったとき（納期限）から5年である（民法166条1項1号）。

上記各期間が経過した水道料金について時効の援用があった場合、当該水道料金債権は消滅する。これにより、水道料金債権は法律上徴収することができなくなるため、不納欠損処理が可能となる。

ウ 河合町債権管理条例による放棄

町長は、町の私債権について、

- ① 消滅時効に係る時効期間が満了した場合において、債務者が時効の援用をするかどうかの意思を確認できないとき。
- ② 債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法の規定による保護を受け、又はこれに準じる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難で、かつ、相当の期間を経ても債務の履行の見込みがないと認められるとき。
- ③ 破産法２５３条第１項、会社更生法２０４条第１項その他法令の規定により、債務者が当該債権について、その責任を免れたとき。
- ④ 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の債権に優先して弁済を受ける債権及び本町以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- ⑤ 債務者が失踪、所在不明その他これに準じる事情にあり、徴収の見込みがないとき。

のいずれかに該当する事実がある場合、当該債権の全部又は一部を放棄できる（河合町債権管理条例６条）。

上記規定により水道料金債権が放棄された場合、法律上徴収することができなくなるため、不納欠損処理が可能となる。

エ 議会の議決による権利放棄

地方公共団体は、議会の議決により権利の放棄ができる（地方自治法９６条１項１０号）。これにより水道料金債権が放棄された場合、法律上徴収することができなくなるため、不納欠損処理が可能となる。

3 不納欠損処理の効果

不納欠損処理は、債権を徴収することができなくなったことを表示するために行われる会計上の内部的な行為にすぎず、それ自体は何らの法的効果も有さない。

したがって、仮に法律上徴収することができる債権について不納欠損処理をした場合であっても当該債権を消滅させる効果はなく、不納欠損処理後も当該債権を徴収することができる。当該債権を徴収することができるということは、その債権管理を継続しなければならないということであり、これを怠った場合には住民監査請求・住民訴訟の対象となり得る。

4 河合町における不納欠損処理について

(1) 推移

平成11年度から令和3年度において税務課が所管する地方税等について不納欠損処理された金額の推移は、以下の表のとおりである。

(単位：円)

	一般会計（各種地方税）	特別会計（国保税等）	一般会計＋特別会計
平成11年度	31,151,075	3,491,300	34,642,375
平成12年度	59,579,599	5,442,300	65,021,899
平成13年度	50,225,071	4,068,400	54,293,471
平成14年度	59,927,717	6,316,615	66,244,332
平成15年度	96,292,474	14,994,131	111,286,605
平成16年度	67,565,006	15,384,973	82,949,979
平成17年度	73,323,968	23,133,900	96,457,868
平成18年度	51,515,905	20,709,200	72,225,105
平成19年度	23,941,087	7,831,963	31,773,050
平成20年度	24,963,314	12,016,849	36,980,163
平成21年度	21,880,439	9,706,684	31,587,123
平成22年度	17,786,888	13,669,403	31,456,291
平成23年度	7,135,514	9,235,228	16,370,742
平成24年度	10,074,545	11,221,378	21,295,923
平成25年度	7,830,052	10,551,466	18,381,518
平成26年度	5,500,960	6,523,500	12,024,460
平成27年度	12,991,903	12,037,525	25,029,428
平成28年度	6,314,057	10,675,757	16,989,814
平成29年度	6,444,754	10,077,851	16,522,605
平成30年度	5,754,786	7,042,216	12,797,002
令和元年度	3,588,674	12,354,827	15,943,501
令和2年度	1,927,736	3,782,023	5,709,759
令和3年度	1,361,641	1,757,080	3,118,721

後記(2)及び第3で述べるとおり、令和元年度以降、税務課では地方税等の徴収強化の取組みに合わせて、不納欠損処理及びその前提となる滞納処分の執行停止にかかる基準を明確化しているところ、その効果が令和2年度以降現れているものと考えられる。その一方で、平成30年度以前は債権管理が必ずしも適切に行われていなかったことが推認される。特に平成12年度から平成18年度にかけての不納欠損額は、債権管理はもとより、不納欠損処理自体が適切になされていたのか（法律上徴収することができる債権を不納欠損処理していないか）について疑問を抱かせる金額である。当時の債権管理や不納欠損処理の詳細を調査することはできないが、

仮に法律上徴収することができる債権を不納欠損処理し、その債権管理を放棄していたのであれば、地方自治法等関連法令に抵触するものであり、今後繰り返してはならないものである。

なお、保育料については確認できる限り不納欠損処理した事例は認められなかった。

上下水道料金については一定の基準に基づく不納欠損処理が毎年度行われている。しかし、上記基準は不適切であり、直ちに改められるべきものである。詳細は後記第5で述べる。

(2) 「河合町町税等に係る滞納処分の執行停止及び不納欠損処理に関する要綱」の策定について

後記第3で述べるとおり、令和元年度以降、税務課は地方税等の徴収強化に取り組んでおり、その一環として、令和2年7月1日、「河合町町税等に係る滞納処分の執行停止及び不納欠損処理に関する要綱」を策定している。

上記要綱は、滞納処分の執行停止にかかる規定である地方税法15条の7第1項各号該当性の判断基準や、執行停止の手続、執行停止前後の財産調査の必要性、執行停止取消しの要件、不納欠損処理の要件などを定めたものであるところ、その目的は滞納処分の執行停止及び不納欠損処理にかかる基準・手続を明確にすることによって、恣意的で法令に抵触する執行停止及び不納欠損処理を防ぐことにあり、要綱の策定は適切な債権管理に資するものと考えられる。

また、上記要綱は、地方税等について不納欠損処理ができる場合を法律上徴収することができなくなった場合に限定しており、これに従って不納欠損処理が行われる限り、不納欠損処理自体に違法の問題は生じないものと考えられる。

自治体の債権管理・滞納整理は限られた人員・予算・時間の中で行われるものであるから、滞納処分の執行停止事由が認められる強制徴収公債権について漫然と債権管理を継続することは、実質的にみて無意味な事務・費用の増大を招くだけである。また、滞納処分の執行停止は徴収を一旦停止し、その期間中に滞納者の納税資力の回復を待ち、一定期間経過した場合には当該債権を消滅させることにより、滞納者の負担を軽減し、担税力の回復を図って新規の課税分について滞納が生じないようにするものである。したがって、強制徴収公債権の適切な債権管理という観点から、上記要綱の策定は積極的に評価できるものである。

第3 地方税等

1 地方税等の概要

(1) 一般会計分（個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税）

ア 徴収根拠

個人町民税、法人町民税、固定資産税及び軽自動車税は、いずれも市町村が課するものとされている地方税法上の普通税であり（同法5条2項1号ないし3号）、同法2条1項に基づく河合町税条例において、町税として課する普通税として定められている（同条例3条1号ないし3号）。

イ 強制徴収公債権

地方税を納期限までに納付しない者があるときは、町は滞納処分によって徴収しなければならない（地方税法331条1項、373条1項、463条の7第1項、463条の27第1項）。

滞納処分は、司法機関による存否・金額の判断及び履行の強制によることなく、任意の履行がない債権について自らの手で強制的実現を図る権限（強制徴収権・自力執行権）が与えられたものである。

ウ 手数料・延滞金

市町村の徴税吏員は、督促状（地方税法329条、371条、463条の5、463条の25）を発した場合においては、当該市町村の条例の定めるところによって、手数料を徴収することができる（同法330条、372条、463条の6、463条の26）。河合町は、河合町税条例において、督促状を発した場合は原則として手数料を徴収するものと定めている（同条例21条）。

また、地方税を納期限までに納付しない場合は、延滞金が加算される（地方税法321条の12、326条、369条、455条）。

(2) 特別会計分（国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料）

ア 国民健康保険税

a. 徴収根拠

国民健康保険税は、市町村が課することができる地方税法上の目的税であり（同法5条6項5号、703条の4）、河合町は国民健康保険の被保険者である世帯主又は当該世帯に被保険者がある場合の世帯主に対して課するものとして（同法703条の4第1項及び28項、河合町国民健康保険税条例1条）。

b. 強制徴収公債権

国民健康保険税を納期限までに納付しない者があるときは、町は滞納処分によって徴収しなければならない（地方税法728条1項）。

c. 手数料・延滞金

国民健康保険税についても、普通税と同様、河合町では督促状送付にかかる手数料を徴収するものとされている（地方税法726条、727条、河合町国民健康保険税条例27条、河合町税条例21条）。

国民健康保険税を納期限までに納付しない場合は、延滞金が加算される（地

方税法 7 2 3 条)。

イ 後期高齢者医療保険料

a. 徴収根拠

市町村は、後期高齢者医療に要する費用に充てるため、保険料を徴収しなければならない(高齢者の医療確保に関する法律 1 0 4 条)。河合町は後期高齢者医療保険の被保険者から保険料を徴収するものとしている(同法 5 0 条、河合町後期高齢者医療に関する条例 3 条)。

b. 強制徴収公債権

市町村が徴収する保険料は地方自治法 2 3 1 条の 3 第 3 項に規定する法律で定める歳入であり(高齢者の医療確保に関する法律 1 1 3 条)、地方税の滞納処分 の例により処分することができるものとされている。

※ 滞納処分の前提となる督促の法令上の根拠は地方自治法 2 3 1 条の 3 第 1 項となる。

c. 手数料・延滞金

普通地方公共団体の長は、地方自治法 2 3 1 条の 3 第 1 項の督促をした場合には、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる(同条 2 項)。河合町は、河合町後期高齢者医療に関する条例において、後期高齢者医療保険料について手数料及び延滞金を定めている(同条例 5 条、6 条)。

ウ 介護保険料

a. 徴収根拠

市町村は、介護保険事業に要する費用に充てるため、介護保険法 9 条 1 号の被保険者から保険料を徴収しなければならない(同法 1 2 9 条 1 項、2 項)。

b. 強制徴収公債権

市町村が徴収する保険料は地方自治法 2 3 1 条の 3 第 3 項に規定する法律で定める歳入であり(介護保険法 1 4 4 条)、地方税の滞納処分 の例により処分することができるものとされている。

※ 滞納処分の前提となる督促の法令上の根拠は地方自治法 2 3 1 条の 3 第 1 項となる。

c. 手数料・延滞金

普通地方公共団体の長は、地方自治法 2 3 1 条の 3 第 1 項の督促をした場合には、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる(同条 2 項)。河合町は、河合町介護保険条例において、介護保険料について手数料及び延滞金を定めている(同条例 6 条、7 条)。

2 財産調査

滞納者の収入・資産の有無を正確に把握することは、滞納処分の成果をあげるため

に重要であることはもちろん、滞納処分の執行停止の可否を判断するためにも不可欠である。

法令上、強制徴収公債権には強力な財産調査権が認められているため、これを十分に活用することが求められる。

(1) 調査権限の根拠

ア 事業者・官公署からの情報取得（地方税法20条の11）

徴税吏員は、地方税に関する調査について必要があるときは、事業者（特別の法律により設立された法人を含む。）又は官公署に、当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

イ 国税徴収法141条ないし147条

地方税の滞納処分については、地方税法に定めるほかは国税徴収法に規定する滞納処分の例によるものとされており（地方税法331条6項、373条7項、463条の7第6項、463条の27第6項）、国税徴収法141条ないし147条が定める財産調査を行うことができる。

また、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の滞納処分も、地方税の滞納処分の例により処分できるので（高齢者の医療確保に関する法律104条、介護保険法144条、地方自治法231条の3第3項）、地方税と同様に国税徴収法が定める財産調査を行うことができる。

a. 質問・検査（国税徴収法141条）

徴税吏員（「徴税職員」を読み替え・以下同じ）は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、

- ① 滞納者
- ② 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者
- ③ 滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者
- ④ 滞納者が株主又は出資者である法人

に質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類を検査することができる。

b. 搜索（国税徴収法142条ないし146条）

徴税吏員は、滞納処分のため必要があるときは、滞納者又は第三者の物又は住居その他の場所につき搜索することができる。

c. 官公署等への協力要請（国税徴収法146条の2）

徴税吏員は、滞納処分に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

(2) 具体的な調査

ア 収入調査

滞納者が町内の住民である場合は河合町として有する各種収入・所得申告書の調査、町外の住民である場合は居住先市町村への照会、給与所得者については勤務先への照会、事業者については税務署が有する所得税等確定申告書の調査、これによって把握できる取引先への照会、搜索による事業所の調査などが考えられる。また、預貯金口座から個人年金保険の存在が判明したときは保険会社等への照会も必要である。

イ 資産調査

金融機関に対する預貯金口座の照会、保険会社に対する保険契約・解約返戻金等の照会、河合町ないし他自治体が保有する軽自動車税課税台帳の調査、運輸支局からの自動車登録事項証明書の取得、不動産登記情報・固定資産評価額の調査、償却資産課税台帳の調査、自宅その他関係先への搜索などが考えられる。また、収入調査や預貯金口座の調査によって配当所得が発見された場合には株主名簿管理人や証券管理会社等への照会も必要である。

3 対象期間における地方税等の徴収状況

本件監査の対象期間における地方税等の徴収状況の推移は、以下のとおりである。

(1) 一般会計分（個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税）

					(単位：円)
	H29	H30	R1	R2	R3
調定額（現年度分）	2,018,470,200	1,966,139,000	1,974,931,300	2,030,345,500	1,870,243,000
調定額（繰越調定分）	89,491,065	84,594,005	74,622,526	55,448,086	38,692,247
徴収額（現年度分）	1,997,863,957	1,949,931,313	1,964,846,715	2,019,257,227	1,867,804,415
徴収額（繰越調定分）	19,056,396	20,622,217	25,503,901	25,618,269	21,372,238
不納欠損額（現年度分）	0	229,154	0	39,675	0
不納欠損額（繰越調定分）	6,444,754	5,525,632	3,588,674	1,888,061	1,361,641
未収残額（現年度分）	20,606,243	15,978,533	10,084,585	11,048,598	2,438,585
未収残額（繰越調定分）	63,989,915	58,446,156	45,529,951	27,941,756	15,958,368
徴収率（全体）	95.68%	96.09%	97.11%	98.04%	98.96%
徴収率（現年度分）	98.98%	99.18%	99.49%	99.45%	99.87%
徴収率（繰越調定分）	21.29%	24.38%	34.18%	46.20%	55.24%

対象期間において徴収率は改善しているといえる。

なお、令和２年度の現年度分の徴収率は低下しているが、これは新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な者への対応による徴収猶予の特例措置（地方税法附則５９条）を行ったことによるものである。

(2) 特別会計分（国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料）

					(単位：円)
	H29	H30	R1	R2	R3
調定額（現年度分）	1,108,232,200	1,122,810,800	1,103,490,000	1,119,751,124	1,120,042,501
調定額（繰越調定分）	104,059,803	99,108,410	92,273,440	76,428,945	59,077,056
徴収額（現年度分）	1,088,695,180	1,106,605,415	1,093,021,311	1,114,694,621	1,116,124,682
徴収額（繰越調定分）	13,876,962	15,143,039	13,744,016	19,083,153	15,956,897
不納欠損額（現年度分）	0	11,000	0	0	0
不納欠損額（繰越調定分）	10,077,851	7,031,216	12,354,827	3,782,023	1,757,080
未収残額（現年度分）	19,537,020	16,194,385	10,468,689	5,056,503	3,917,819
未収残額（繰越調定分）	80,104,990	76,934,155	66,174,597	53,563,769	41,363,079
徴収率（全体）	90.95%	91.80%	92.56%	94.78%	96.01%
徴収率（現年度分）	98.24%	98.56%	99.05%	99.55%	99.65%
徴収率（繰越調定分）	13.34%	15.28%	14.89%	24.97%	27.01%

対象期間において徴収率は改善しているといえる。

(3) 未収残額の推移（現年度分・繰越調定分別）

対象期間における未収残額の推移をみると、現年度分は平成２９年度以降毎年減少がみられ、特に令和元年度以降の減少が顕著である。また繰越調定分についても毎年減少している。

すなわち、一般会計分の現年度分の未収残額は、平成２９年度に２０６０万６２４３円であったものが、令和３年度には２４３万８５８５円となっており、未収額が大幅に改善したことが認められる。特別会計分についても平成２９年度の現年度分の未収残額が１９５３万７０２０円であったのに対し、令和３年度には３９１万７８１９円まで減少している。

そして、繰越調定分は、一般会計分で平成２９年度では６３９８万９９１５円あったものが令和３年度には１５９５万８３６８円にまで減少している。特別会計分についても、平成２９年度には８０１０万４９９０円であったものが令和３年度に

は4136万3079円に減少している。

(4) 対象期間における不納欠損処理について

対象期間において地方税等は毎年度不納欠損処理が行われている。

以下の表は、年度別に不納欠損処理された金額・件数をまとめたものである。

年度	総合計		一般会計分		特別会計分	
	金額（円）	件数	金額（円）	件数	金額（円）	件数
H29	16,522,605	336	6,444,754	179	10,077,851	157
H30	12,797,002	281	5,754,786	154	7,042,216	127
R1	15,943,501	397	3,588,674	100	12,354,827	297
R2	5,709,759	149	1,927,736	67	3,782,023	82
R3	3,118,721	86	1,361,641	36	1,757,080	50

所管課である税務課は、令和元年度から徴収強化に取り組み、その一環として地方税等の不納欠損処理及びその前提となる滞納処分の執行停止の適正化を図るために、「河合町町税等に係る滞納処分の執行停止及び不納欠損処理に関する要綱」を策定し、令和2年度以降、財産調査により取り消すべき執行停止は取消した上で、同要綱が定める基準に基づいて不納欠損処理を行っている（前記第2の4(2)、後記4）。

不納欠損額・件数は令和2年度以降顕著に減少している。平成29年度は1652万2605円・336件であったものが令和2年には570万9759円・149件、令和3年には311万8721円・86件にまで減少している。

なお、令和元年度において、特別会計分に含まれる介護保険料の不納欠損額が前年比約640万円増加している。これは、過去に消滅時効により本来不納欠損処理すべきであったものについて、同年度にまとめて処理したためである。

4 令和元年度以降の徴収強化について

税務課では、令和元年度以降、地方税等の徴収強化に取り組んでいる。以下では、本件監査で確認した徴収強化の内容である。

まず、従前行っていた、滞納者に対して税務課職員及び他課の管理職が二人一組となって臨戸訪問を行う一斉徴収の廃止を行った。同徴収方法は、訪問時点の滞納状況を随時更新する必要があるうえ、他課の管理職まで動員して行うものであって非常に労力のかかるものであった。しかし、この徴収方法は、労力に比して効果が乏しかったことからこれを廃止した。

そして、このような訪問による徴収から文書による督促の徹底へと方針変更をし、財産調査及び滞納処分の徹底、徴収見込みの立たない少額長期分納の廃止、適切な執行停止の運用等の取り組みがなされた。

滞納処分の徹底を図る観点からは、令和2年2月21日、「河合町税等の滞納処分に

係る事務手続き等に関する規程」が定められた。これは、滞納処分の執行にあたり、税務課長の決裁を受けるとする内容を定めたものであり、従前の町長決裁に比して迅速に滞納処分が出来るよう定められたものである。

また、徴収強化の取り組み内容を踏まえ、担当職員の配置換後も徴収業務が安定して行われるよう徴収業務の書面化の取り組みがなされ、その一環として令和2年7月1日付で「河合町町税等に係る滞納処分の執行停止及び不納欠損処理に関する要綱」が策定された。同要綱は、地方税法15条の7第1項各号に規定する滞納処分の執行停止及び不納欠損処理の手続等について定めたものである（前記第2の4(2)も参照）。

令和元年以前においては、地方税法15条の7第1項各号に規定する滞納処分の執行停止の要件等について、一定の基準がない中で担当職員が個別に要件該当性を判断しており、公平性、安定性を欠く運用となっていたものを改め、滞納処分の執行停止から不納欠損処理に至る手続について明確かつ客観的な基準を示し、公平な不納欠損処理を行うものとした。

徴収強化後の滞納整理事務の運用状況は次項で述べる。

5 徴収強化後の滞納整理事務の運用状況

令和元年度以前の滞納整理事務は、基準が明確にされておらず個別の担当者の経験、判断による部分が多く、体系化されたものでなかった。決裁資料にも詳細が記載されず、担当者が退職していることから判断内容について不明な点が多い。

以下では、令和元年度以降の事務処理状況を記載しつつ、判明している範囲で従前の取り扱いに言及する。

現在、滞納整理事務について書面化されたものとして、「河合町税等滞納整理事務担当者マニュアル」と「滞納処分の流れ」と題するフローチャートが存在しており、これに沿って徴収事務が行われている。もっとも、これらは、いずれもA4一枚の簡略なものである。

(1) 督促状の送付

地方税等が納期限までに納付されなかった場合、全件について滞納処分の前提となる行政処分としての督促状（地方税法329条1項、371条1項、463条の5第1項、463条の25第1項、726条1項、地方自治法231条の3第1項）を送付する。

※ 督促状は納付書と一体となったものであり、納付書の裏面に不服申立についての教示が記載されている。

※ 督促状は、納付期限の約1か月後に送付している。これは、口座振替による納付状況の確認に約2週間を要するためである。

しかし、地方税（個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）については、条例に特別の事情があるものとして別の期間を定めてい

ない場合、納期限後20日以内に督促状を発しなければならないとされているので（地方税法329条1項及び3項、371条、463条の5、463条の25、726条）、現在の運用は地方税法に抵触している。

なお、後期高齢者医療保険料及び介護保険料については督促状の送付時期を定めた規定はない（地方自治法231条の3第1項）。

(2) 催告文書の送付

督促状を送付しても納付がされない場合、督促状送付の約1か月後に、改めて催告文書を送付する。この催告文書には3種類ある。

まず、納期限を徒過したのが初めての者や、納期の1期分だけ滞納している者など単に納付を失念した可能性が高いと考えられる者に対しては、「未納町税等の納付のお願い」と題する文書を送付している。

上記の滞納者以外には、「催告書」と題する文書を送付する。また、過去に分納誓約をしたが、誓約どおりに履行しない滞納者には、「催告書兼納付誓約不履行通知書」と題する文書を送付している（記載内容は納付誓約が不履行となっている旨の記載の外は「催告書」とほぼ同様である。）

令和元年度以降、上記催告文書のうち、「未納町税等の納付のお願い」は普通の封筒で送付しているが、「催告書」及び「催告書兼納付誓約不履行通知書」の送付には黄色の封筒を使用し、内容を確認するよう注意喚起をするとともに、滞納処分に近付いた段階にあることを気付かせる工夫をしている。

(3) 財産調査の実施

督促状の送付後、滞納者全員について財産調査を開始し、催告文書送付の次の段階である差押予告（後記(4)）までに、督促等と同時並行して行う。

調査項目と調査内容は以下のとおりである。

※ 徴収強化前の調査状況は不明な点が多いが、少なくとも預貯金口座の調査は行われていた。

ア 収入調査

税務課が保有する情報のほか、町外転出者については居住先市町村税務課に対して照会を行い、収入額や勤務先の把握を行う。

預貯金口座の入出金記録から収入が判明することもある。

イ 預貯金口座の調査

金融機関に対し、預貯金口座の有無を照会し、預貯金口座がある場合は3か月分の取引履歴を取り寄せる。なお、2か月分の取引履歴しか提供しない金融機関も存在する。

照会先の金融機関はリスト化しており、近年はネットバンクもリストに追加をしている。その他転居先の地方銀行、年金振込先金融機関の調査や滞納者の職場

に給与振込先口座の調査を行うこともある。

預貯金口座の調査は徴収強化前にも行われていたが、滞納処分件数が極めて少ないことに照らすと、照会結果の適切な確認やこれを踏まえた滞納処分は行われていなかったものと推認される。

ウ 生命保険契約の調査

生命保険会社等に対し、保険契約の有無、解約返戻金の有無・金額等を照会する。

照会先の生命保険会社等もリスト化している。

なお、照会対象は滞納者が契約者となっている保険契約のみであり、保険金の受取人となっている保険契約については照会を行っていない。

保険契約の存在は預貯金口座の入出金記録から判明することもある。

エ 不動産調査

税務課保有の課税台帳で町内の不動産を調査するほか、転入者・転出者については他市町村の税務課に対して照会を行う。

※ 令和3年4月に成立した不動産登記法改正法により、令和8年4月までに特定の名義人が所有する不動産の登記内容を証明した書類の交付を法務局に請求できる「所有不動産記録証明制度（仮称）」が開始されることになった。この制度が開始すれば滞納者名義不動産の名寄せが可能となる。

オ 車両調査

税務課保有の軽自動車税課税台帳を調査するほか、運輸支局に照会を行う。

農作業用車両等の登録のない車両については現地で確認する場合もある。

上記アないしオの調査を差押予告までに終える。なお、上記調査に加えて捜索を行った実績はない。

(4) 差押予告

催告文書を送付しても納付がされない場合、催告文書送付の約1か月後に、差押予告文書を送付する。

差押予告文書には、「差押予告通知書」と「差押予告通知書兼納付誓約不履行通知書」及び「差押予告通知書（分納誓約破棄）」の3種類がある。「差押予告通知書兼納付誓約不履行通知書」は分納誓約を履行しない者に送付する文書である。「差押予告通知書（分納誓約破棄）」は、分納誓約の不履行がない者であっても、財産調査の結果、一括納付可能と判断できた者に送付する文書である。

なお、上記3種類の差押予告文書には、それぞれ、財産一般の差押えを予告するものと、勤務先を特定して記載した上で給与債権の差押えを予告するものの2種類がある。後者は勤務先が判明している給与所得者に対して行うものであるが、これを受けて自主納付を行う者も少なくない。

令和元年度以降、差押予告文書の送付には赤色の封筒を使用し、内容を確認するよう注意喚起をするとともに、滞納処分に向けた最終段階にあることを気付かせる工夫をしている。

(5) 納税交渉

督促状送付から差押予告文書送付までの各段階で、自主納付の意思を示した滞納者とは納税に向けた話し合いを行う。

滞納者に対しては、原則として一括納付を求める。

一括納付が困難であると主張する滞納者については、生活状況の聴取を行った上で、年度内に納付が完了する内容の分納誓約書を提出させる。

年度内の分納が困難であると主張する滞納者については、履行が可能と述べる内容の分納誓約書を取りあえず提出させる。

財産調査の結果、聴取内容が実態と食い違っていることが判明したときは、分納誓約書は破棄し、一括納付又は年度内の分納を求め、自主納付がなされない場合は滞納処分に進む。

※ 税務課が使用する分納誓約書雛形には、資産・収入が発見された場合には分納誓約の履行状況に関わらず滞納処分を行う旨の記載がある。

(6) 滞納処分の実施

ア 差押予告を行っても納付しない滞納者のうち、財産調査によって収入・資産が判明した者に対しては、滞納処分を実施して差押えを行う。

令和2年度以降、「河合町税等の滞納処分に係る事務手続き等に関する規程」により、滞納処分の執行は税務課長決裁となっている（前記4）。

イ 本件監査の対象期間における滞納処分の実施状況の推移は以下のとおりである。

年度	総合計		一般会計分		特別会計分	
	金額（円）	件数	金額（円）	件数	金額（円）	件数
H29	2,549,441	25	1,362,528	17	1,186,913	8
H30	1,444,634	25	1,016,664	18	427,970	7
R1	6,962,814	154	4,940,915	105	2,021,899	49
R2	7,510,637	174	4,712,882	126	2,797,755	48
R3	9,142,424	230	6,499,481	160	2,642,943	70

平成29年度は総合計で254万9441円・25件、平成30年度は総合計で144万4634円・25件に過ぎなかったものが、令和元年度に総合計で696万2814円・154件と大幅に増加し、令和3年度においては914万2424円・230件にまで増加している。

これは明らかに令和元年度以降の徴収強化によるものであり、徴収強化前の徴

収事務が十分に行われていなかったことを推認させる。

(7) 滞納処分の執行停止

ア 財産調査の結果、「河合町町税等に係る滞納処分の執行停止及び不納欠損処理に関する要綱」に定める基準に照らし、地方税法15条の7第1項各号の要件に該当する事実が認められた滞納者に対しては滞納処分の執行停止を行う。

令和2年度以降の滞納処分の執行停止にかかる決裁文書には、財産調査の結果及びこれを踏まえた執行停止理由が記載されている。

これに対し、令和元年度以前の決裁文書には大まかな執行停止理由区分が記載されているだけで、財産調査の結果は記載されておらず、どのような理由で執行停止に至ったのか判然としない。

イ 滞納処分の執行停止をした滞納者についても、前記(3)の財産調査を行うのに合わせて財産調査を実施する。これは令和元年度以前に執行停止をした滞納者についても同様である。

財産調査の結果、収入・資産が発見された場合には、執行停止を取り消す（地方税法15条の8第1項）。

ウ 滞納処分の執行停止をすることは対象者に通知していない。執行停止の取消しについても同様である。

エ 本件監査の対象期間における滞納処分の執行停止の推移は以下のとおりである。

	総合計		一般会計分		特別会計分	
年度	金額（円）	件数	金額（円）	件数	金額（円）	件数
H29	13,390,416	223	5,579,016	116	7,811,400	107
H30	12,047,885	179	6,257,385	96	5,790,500	83
R1	15,826,174	255	5,422,805	107	10,403,369	148
R2	1,002,534	127	317,000	17	685,534	110
R3	2,065,166	223	890,380	72	1,174,786	151

令和元年度以前と令和2年度以降では金額が全く異なっている。これは、徴収強化以降、滞納者全てについて財産調査を実施し、その結果を踏まえ、滞納処分を適切に実施するとともに、滞納処分の執行停止の要件に該当する滞納者を絞り込んだことによるものと考えられる。

令和元年度以前の徴収事務が十分に行われていなかったことが推認される。

(8) 滞納処分又はその執行停止に至らない場合

財産調査の結果、滞納処分の対象となる収入・資産が認められない一方で、滞納処分の執行停止の要件該当性の判断ができない滞納者については、前記(3)の財産調査を繰り返し、滞納処分を検討する。

(9) 不納欠損処理

滞納処分の執行停止が3年継続したときは、地方税法15条の7第4項及び「河合町町税等に係る滞納処分の執行停止及び不納欠損処理に関する要綱」に基づいて不納欠損処理を行う。

滞納処分の執行停止中に時効消滅したものについても不納欠損を行う。なお、地方税（個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）の消滅時効期間は納期限（時効の更新があったときはその日）の翌日から起算して5年であり（地方税法18条1項）、後期高齢者医療保険料及び介護保険料は2年である（高齢者の医療確保に関する法律160条1項、介護保険法200条1項）。

本件監査の対象期間における不納欠損処理の状況は前記3(4)のとおりである。

6 問題点と改善策の提示

令和元年度から徴収強化の取組みが始まる前は、適切な財産調査、滞納処分が行われず、そのために多額の未収額、不納欠損額を生じさせてきたものと推認される。

徴収強化以降は顕著な改善が認められるが、なお改善の余地のある点について以下において指摘する。

(1) 手引やチェックリストの作成

税務課においては、長年個別の担当者の経験に頼った滞納整理事務が行われており、担当者の交代により徴収方法が大幅に変容してきたものと推認される。現在は、徴収強化の取組みがなされ、その効果が表れつつあるが、今後この取組みを継続し、さらに改善していく必要がある。そのためには、担当者が交代しても同様の徴収方法がとられるよう参照できる詳細な手引やチェックリストを整備する必要がある。

現在は、滞納整理事務について担当者が参照できるものとしては、それぞれA4一枚の簡易な担当者マニュアルとフローチャートが存在するに過ぎない。

督促状の送付から不納欠損に至るまでの各段階における、必要な作業、送付すべき書類の書式等を網羅的にまとめた手引を作成し、必要な調査項目等の資産別チェックリストなどを作成し随時改訂をしていくことが、滞納整理事務の安定的運用と経験の蓄積による徴収業務の適正化、効率化につながるものとする。

(2) 「河合町町税等に係る滞納処分の執行停止及び不納欠損処理に関する要綱」の見直し作業

これまで述べたとおり、「河合町町税等に係る滞納処分の執行停止及び不納欠損処理に関する要綱」の策定は積極的に評価できるものであり、要綱策定による徴収事務適正化の効果も見られるところである。

もっとも、地方税法15条の7第1項各号該当性の判断基準については、今後の運用によって得られた成果を踏まえ、弁護士等専門家の助言も得ながら随時見直し

ていくことにより、より判断基準として明確なものになると考えられる。

(3) 督促状の送付時期について

前記5(1)で述べたとおり、現在、滞納処分的前提となる督促状の送付は納期限後20日以内に行われておらず地方税法に抵触する状況となっている。

納期限後20日が経過した後に送付する督促状も有効であるが（徳島地判昭和30年12月27日行政事件裁判例集6巻12号2887頁、高松高判平成20年2月22日裁判所ウェブサイト掲載）、法に抵触する状況は適切ではないので、期限内に督促状を送付するか、又は特別の事情があるものとして別の期間を定める条例を検討することが望ましい。

(4) 預貯金口座の調査について

ア 現在、金融機関からの取引履歴の取得は過去3か月分について行われているが、初回調査にあっては少なくとも1年分取得することが望ましい。

預貯金口座の調査は、滞納者の給料や退職金、年金、保険や各種給付金等の収入や生命保険等の資産、各種ローン等の負債の存在等、収入、資産、生活状況等を把握する非常に重要な調査である。3か月という短期間の取引履歴の調査では、滞納者の資産や生活実態にかかる重要な情報を把握できない可能性がある。例えば、贈与や相続等により多額の入金があり、これが過去3か月より前に出金されている場合には、多額の現金を保有していることを把握できない。

なお、自己破産手続を行う場合は、過去1年分の取引履歴を裁判所に提出することが必要であることも参考にされたい。

イ 2か月の取引履歴しか提供しない金融機関があるとのことであるが、このように短期間の取引履歴の提供にしか応じない金融機関に対しては、調査が国税徴収法141条の質問検査権の行使であること、これを理由なく拒否した場合には罰則の適用もあること（地方税法333条等）を丁寧に説明し、協力を要請することが望ましい。

(5) 生命保険契約の調査について

現在、滞納者が契約者となっている保険契約のみを調査の対象としているが、保険金の受取人となっている保険契約を調査することにより、滞納者が多額の生命保険を受け取った事実、又は受取人となっている事実が判明する可能性がある。

質問検査権の対象となるか微妙なところもあるが、生命保険各社の考えも確認するなどして調査対象に含められるか検討されたい。

(6) 不動産に対する滞納処分

税務課では、これまで不動産について滞納処分を行った実績がない。

不納欠損額の項目中には固定資産税についても一定額が含まれることに照らしても、滞納者が不動産を所有している事案があることは明らかである。これまで不動

産について滞納処分を行った実績がないことは、この点の取り組みが十分でない可能性がある。

処分困難な不動産である場合、生計・生業を維持するために必要な財産に該当する場合、居住用不動産であって生活の維持に必要最低限のものである場合等にあたるとして滞納処分を行っていないものもあると考えられるが、その判断基準が必ずしも明確とはいえないので、何らかの明確かつ客観的な基準を定めることが望ましい。

上記基準に該当しない不動産については滞納処分をしない理由は見出しがたいので、適切に滞納処分を行うべきである。

(7) 搜索について

税務課では、搜索を行った実績がない。

多くの場合、前記5(3)の財産調査を行うことで収入・財産の状況を把握することが可能と考えられるが、上記財産調査によっても生活実態が把握できない場合、過去に多額の収入があったことが判明又は推認されるのに預貯金等が見当たらない場合、滞納処分の執行停止の要件をみたすのかの判断に迷う場合など搜索を行うべき場合が皆無とは考えられない。

これまで全く実績がないということは、手段としての検討がなされていないと推認されるが、これは適切な状況とはいえないので、滞納者の収入状況や滞納経過、生活実態等に照らし、住居において一定の財産発見の可能性がある場合には、搜索を手段として排除すべきでない。

(8) 保険給付からの徴収について

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料を滞納する者については、保険給付から任意の自主納付を促すことも考えられるが、これら保険給付を受ける権利は差押禁止財産（国民健康保険法67条、高齢者の医療確保に関する法律62条、介護保険法25条）であることに照らすと、そのような徴収方法は慎重であるべきである。

もっとも、以下のとおり、滞納によって被保険者に生じる各種不利益の事前告知を徹底することにより、滞納者に自主納付を促すことは効果的である。

ア 国民健康保険税については、滞納者に対する短期被保険者証の交付（国民健康保険法4条3項、9条10項、河合町国民健康保険税滞納者に係る被保険者証・被保険者資格証明書の交付等事務処理要綱6条）、被保険者証の返還と被保険者資格証明書の交付（国民健康保険法4条3項、9条5項、6項、同法施行規則6条2項、河合町国民健康保険税滞納者に係る被保険者証・被保険者資格証明書の交付等事務処理要綱10条、18条）、保険給付の一時差止め（国民健康保険法4条3項、63条の2第1項、2項）、被保険者資格証明書の交付を受けた者が保険

給付の一時差止めを受けた場合における保険給付からの滞納保険税の控除（同法4条3項、63条の2第3項）がある。

イ 後期高齢者医療保険料については、滞納者に対する短期被保険者証の交付（高齢者の医療確保に関する法律54条11項、同法施行規則20条2項）、被保険者証の返還と被保険者資格証明書の交付（同法54条4項ないし7項）、保険給付の一時差止め（同法92条1項、2項）、被保険者資格証明書の交付を受けた者が保険給付の一時差止めを受けた場合における保険給付からの滞納保険料の控除（同法92条3項）がある。

ウ 介護保険料については、滞納者に対する被保険者証の支払方法変更の記載（利用者全額負担後の償還払い）（介護保険法66条1項、2項）、保険給付の一時差止め（同法67条1項、2項）、被保険者証の支払方法変更の記載を受けた者が保険給付の一時差止めを受けた場合における保険給付からの滞納保険料の控除（同法67条3項）、保険料債権が時効消滅した場合における利用者負担割合の引上げ（同法69条）がある。

河合町では、これら滞納者に対する不利益制度のうち、介護保険料については、催告書等を送付する際に「介護保険料を滞納すると」と題する文書を送付し、上記ウの不利益の具体的内容を説明している。これを受けて納付相談に繋がり、一括納付がなされるなどの効果がある。

国民健康保険税については、毎年6月頃（該当年度の被保険者証の送付時期）に、初めて短期被保険者証となる者に対して「国民健康保険被保険者証の更新について（ご案内）」と題する文書を送付し、1年間の有効期間のある国民健康保険被保険者証を送付出来ないことを告知するとともに、納付相談の案内を行う。短期被保険者証の交付の際、窓口で上記アの不利益について説明を行うことで、一括納付がなされるなどの効果がある。

後期高齢者医療保険料については、原則として年金から特別徴収されるため滞納が生じにくく、該当する事案が少ないため、上記イの不利益を説明する文書は作成していない。

今後は、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料についても介護保険料と同様に、上記各不利益を分かり易く説明する文書を作成し、これを催告時に送付することで、滞納者に対して生じる不利益が大きいことを理解させ、自主納付に繋げるよう工夫されたい。

(9) 滞納処分の執行停止にかかる処分通知について

滞納処分の執行停止は行政処分であり、滞納処分の執行を停止したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない（地方税法15条の7第2項）。また、執行停止を取り消したときもその旨通知しなければならない（同法15条の8第2項）。

現在、河合町では上記通知をいずれもしていない。これは上記通知がいずれも効力発生要件ではないとの考え方に立つものと解され、実際、同様の運用をする自治体も多く見受けられるところである。

しかし、地方税法の規定に抵触していることは事実なので、上記通知をすることについて検討されたい。

7 小括

地方税等については令和元年度以降の徴収強化により、徴収状況は顕著に改善しているといえる。また、滞納処分の執行停止及び不納欠損処理についても、「河合町町税等に係る滞納処分の執行停止及び不納欠損処理に関する要綱」によって適正化が図られているものと解される。

しかし、前記6のとおり問題点もあるので、これらについて改善策を検討することが望ましい。

また、徴収強化以降に税務課において培った経験やノウハウは、保育料及び下水道使用料（後記第4、第5）の徴収事務においても活用されるべきであるので、各所管課との情報共有を十分に行うべきである。

第4 保育料

1 保育料の概要

(1) 保育料の徴収根拠

いわゆる保育料とは、子ども一人当たりの教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額のうち、保育施設の利用者が負担すべき金額のことである（利用者負担額）（子ども・子育て支援法19条1項、27条3項2号、附則6条4項、河合町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例3条、4条）。

(2) 強制徴収公債権であることの根拠

保育料を納期限までに納付しない者があるときは、町は地方税の滞納処分の例により処分することができるものとされており（児童福祉法56条7項、子ども・子育て支援法附則6条7項）、保育料債権は強制徴収公債権にあたる。

※ 地方税法は、地方税の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例によると定めており（地方税法68条6項など）、国税徴収法の財産調査に関する規定（同法141条以下）が適用される。したがって、保育料の滞納処分についても国税徴収法に定める財産調査が可能である。

※ 滞納処分の執行停止に関する規定（地方税法15条の7、8）も保育料に適用される。

※ 滞納処分的前提となる督促は、「地方税の滞納処分の例」に含まれない。保育料にかかる督促の法令上の根拠は地方自治法 231 条の 3 第 1 項となる。

(3) 手数料・延滞金の徴収根拠

普通地方公共団体の長は、地方自治法 231 条の 3 第 1 項の督促をした場合には、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる(同条 2 項)。

河合町では、上記条例の定めがなく、保育料について手数料及び延滞金を徴収していない。

(4) 児童手当からの徴収

児童手当とは、子ども・子育て支援法 8 条の「子ども・子育て支援給付」の 1 つである「子どものための現金給付」(同法 9 条)であり、同法及び児童手当法に定められた給付である(同法 10 条)

児童手当は差押禁止財産として受給権が保護されているが(児童手当法 15 条)、町長は、滞納者の申出により又は町長の判断により、児童手当から保育料を徴収することができる(申出徴収・特別徴収)(同法 21 条、22 条)。

(5) 不納欠損処理

河合町では、保育料債権について不納欠損処理の要件等を定めた要綱等を策定していない。

保育料債権を不納欠損処理できる場合は、前記第 2 の 2(1)で述べたとおりである。なお、保育料債権の消滅時効期間は 5 年である(地方自治法 236 条 1 項)。

2 対象期間における保育料の徴収状況

(1) 推移

本件監査の対象期間における保育料の徴収状況の推移は、以下のとおりである。

					(単位：円)
	H29	H30	R1	R2	R3
調定額（現年度分）	54,899,350	60,235,050	43,980,950	29,187,980	32,608,770
調定額（繰越調定分）	1,891,800	2,424,100	2,685,200	2,349,150	1,449,400
徴収額（現年度分）	54,170,950	59,165,150	43,581,150	29,187,980	32,608,770
徴収額（繰越調定分）	890,600	808,800	735,850	899,750	461,600
不納欠損額	0	0	0	0	0
未収残額（年度末時点）	2,424,100	2,685,200	2,349,150	1,449,400	987,800
徴収率（全体）	96.95%	95.71%	94.97%	95.40%	97.10%
徴収率（現年度分）	98.67%	98.22%	99.09%	100.00%	100.00%
徴収率（繰越調定分）	47.08%	33.36%	27.40%	38.30%	31.85%

対象期間における保育料の徴収率は95%前後で推移している。

これに対し、未収残額（年度末時点）は平成30年度に増加しているものの、令和元年度以降は大幅に減少している。このように未収残額が大幅に減少している要因は、令和2年度以降の現年度分に未収が生じていないことにある。

令和2年度以降の現年度分に未収が生じていないのは、同年度から保育の無償化が始まったことで保育料債権の総数が減少し、債権管理事務の負担が軽減されたことに加え、後述するように令和元年度以降に徴収強化が図られたことによって、確実な徴収が行われているものと考えられる。

今後も現年度分に未収が生じず、繰越調定分の徴収が進めば未収残額を0とすることも不可能ではない状況である。

(2) 令和3年度末における未収残額について

令和3年度末における未収残額は98万7800円である。

このうち、11万2500円については既に時効により消滅しているにも拘らず、繰越調定がなされているものである。

残りの87万5300円については分納誓約により時効の更新（中断）措置が取られており、分納誓約と児童手当からの申出徴収を併用して徴収が進められている状況である。

(3) 対象期間における不納欠損処理

対象期間において、保育料債権についての不納欠損処理が行われた事例は0件である（子育て支援課からの聴取によると、過去10年間において不納欠損処理の実績はないとのことである。）。

また、対象期間において、不納欠損処理の前提となる滞納処分の執行停止が行われた事例もなく、その一方で、保育料について滞納処分が行われた事例もない。

このことから、保育料については、従前から滞納者は現れるものの、分納誓約と児童手当からの申出徴収を併用することで、納期限に遅れながらも概ね徴収がなされてきたものと解される。そのため、財産調査をした上での滞納処分、又は滞納処分の執行停止に踏み切るような事例がなかったものと考えられる（但し、後述するとおり、財産調査をすることなく分納誓約等による徴収を選択したことが適切であったかどうかは検討が必要である。）。

また、令和3年度末において消滅時効が完成している保育料債権については、その債権管理に問題があったことは否定できない。

3 保育料債権の管理

(1) 一般的な徴収手続

河合町立認定こども園（令和元年度以前は保育所）及び河合町内外の私立保育所の利用者にかかる保育料は河合町が保護者から徴収し、河合町外の公立保育所及び

認定こども園の利用者にかかる保育料は各施設が所在する市町村が保護者から徴収する（保育料額は河合町が算定・決定して各市町村に通知する。）。

河合町が徴収する保育料については、全て口座振替による徴収を行っており、毎月末に当該月分を徴収する（河合町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用負担等に関する条例8条）。河合町から保育料引落日の約2週間前に金融機関へ保育料の口座振替依頼を行い、引落日（納期限）の2、3日後に金融機関から口座振替結果の報告がなされる。

(2) 滞納が生じた場合の対応手順（平成30年度以前）

ア 金融機関から口座振替結果の報告がなされることにより滞納者の存在を把握した場合は、直ちに（概ね2、3日後）滞納者に対し、「保育施設等利用料の納付について」と題する文書と納付書（概ね1か月後を納期限に指定）を郵送する。

なお、これら文書の送付を滞納処分的前提となる督促と位置付けている。

イ それでも納付がなされない場合は、電話による督促を行う。

ウ それでも納付がなされない場合は、呼び出し、または訪問による納付相談を実施する。

納付相談の際に、滞納者から分納誓約書を取得するとともに、児童手当からの徴収申出書を取得する。

なお、子育て支援課が、分納誓約前後に滞納者の財産調査を実施することはない。税務課に対して滞納者にかかる財産調査実施の有無・結果を照会することもない。

エ 上記一連の対応手順を定めたマニュアル等はない。

(3) 滞納が生じた場合の対応手順（令和元年度以降）

ア 平成30年度以前も分納誓約と児童手当からの申出徴収を併用することで、納期限に遅れながらも概ね保育料の徴収はなされていたが、滞納者が河合町外に転出した場合の追跡を行っていなかった（令和3年度末時点において消滅時効が完成しているものは全て町外転出者である。）。

令和元年度以降、地方税等の徴収強化に合わせて保育料についても徴収強化が図られることになり、町外に転出した滞納者についても追跡を行うこととした。

イ また、町が作成・配布する「保育所・認定こども園入園のしおり」に、保育料未納による入園決定取消しの可能性を記載したり、保育所・認定こども園において滞納者に督促文書を手交したりするなど、滞納者を発生させず、また発生した場合には速やかに滞納を解消させるための取組みを強化した。

ウ 徴収強化に取り組んだ結果、町外に転出した滞納者についても消滅時効が完成していたものを除いては分納誓約書を取得し、時効の更新（中断）措置を講じることができた。

また、令和2年度以降の保育の無償化による事務軽減も相俟って、同年度以降は現年度分については未収が生じておらず、徴収強化の成果がみられる。

4 現状と問題点

(1) 現状

令和2年度以降は現年度分の未収は生じていない。

現在、未収となっている保育料（但し、消滅時効にかかったものは除く）は全て過年度分である。これら未収分の全てについて分納誓約書の取得により時効の更新（中断）措置が講じられているが、分納誓約の履行又は児童手当からの申出徴収により全額徴収が確実に見込まれる事案もあれば、分納誓約の履行が順調ではなく、かつ児童手当支給が終了しているため申出徴収ができない事案や、今後、児童手当支給が終了して申出徴収ができなくなる事案もある。

また、消滅時効が完成した保育料債権については、法律上徴収することができなくなっているにも拘らず、繰越調定が繰り返されている。

(2) 問題点

本件監査の結果、保育料債権の管理について認められた問題点は以下のとおりである。

ア 消滅時効が完成した保育料債権は、いずれも町外に転出した滞納者に対するものであり、町外転出者への追跡を行っていないことに原因があると考えられる。

令和元年度以降は町外転出者の追跡を行い、分納誓約書を取得しているが、分納誓約の履行がなされない場合にどのような対応をとるのかという問題が残る。

イ 消滅時効が完成した保育料債権は、法律上徴収することができないにも拘らず、繰越調定が繰り返されている。

ウ 現存する未収分の中には、分納誓約の履行が順調ではなく、児童手当からの申出徴収ができない、又は今後できなくなるものがあり、有効な徴収手段を検討する必要がある。

エ 過去において、滞納者について財産調査が実施されないまま、分納誓約書の取得がなされている。

オ 滞納者に送付する文書「保育施設等利用料の納付について」及び納付書を督促と位置付けているにもかかわらず、いずれの文書にも不服申立てに関する教示が記載されていない。

カ 滞納者から分納誓約書を取得するにあたっては、子育て支援課において準備した分納誓約書雛形を使用しているが、その雛形の文言には修正すべき表現がある。

5 改善策の提示

上記アないしカの各問題点について、以下のとおり改善策を提示する。

(1) 消滅時効にかかった保育料債権について（問題点イ）

法律上徴収することができなくなった債権を繰越調定することは適切ではなく、必要のない事務負担を生じさせるものであるから、速やかに不納欠損処理すべきである。

(2) 現存する未収分について（問題点ア、ウ、エ）

分納誓約の履行が滞っており、児童手当からの申出徴収もできない滞納者については財産調査を実施して滞納処分の可否を検討すべきである。

また、財産調査を効率的に行うため、まずは税務課に対して滞納者にかかる財産調査実施の有無及び結果を照会し、情報共有を図るべきである。なお、強制徴収公債権の所管課に対し、税務課が保有する滞納者の財産情報を提供することは、地方税法22条の守秘義務に抵触するものではない（平成19年3月27日総税企第55号「地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について」の2（3）参照）（但し、取得した情報を強制徴収公債権の徴収以外の目的に使用することは許されないことに留意が必要である。）。

財産調査の結果、財産が発見された場合には速やかに滞納処分を行って未収事案を解消し、また、滞納処分の執行停止の要件に該当する事実が確認された場合には滞納処分の執行停止を行い、業務の効率化を図るべきである。

(3) 今後生じうる滞納について（問題点エ）

令和2年度以降は新たな未収が生じていない現状に照らすと、滞納処分を念頭においた財産調査が直ちに必要となるとは考えにくい状況である。

しかし、今後、悪質な滞納者が現れた場合には、最初から分納誓約や児童手当からの申出徴収を選択するのではなく、滞納処分を念頭においた財産調査を実施して、まずは一括での徴収を検討すべきである。分納誓約等によって長期間にわたって債権管理を行うよりも、一括徴収により速やかに未収を解消したほうが、業務の効率化に資するものと解される。

財産調査の方法や滞納処分のノウハウについては、税務課と十分に情報共有すべきである。

(4) 督促における教示（問題点オ）

子育て支援課は、滞納者に送付する文書「保育施設等利用料の納付について」及び納付書を滞納処分の前提となる督促と位置付けているところ、滞納処分の前提としての法律効果を有する督促は、滞納者の権利義務に直接具体的に法律上の影響を及ぼす行政処分であり、不服申立てをすることができる処分であるから、行政不服審査法82条1項の教示が必要である。しかし、現在使用されている上記各文書には教示が記載されていないので、いずれかの文書に教示を記載すべきである。

(5) 分納誓約書の修正（問題点カ）

分納誓約は、分納誓約の履行状況を踏まえて滞納処分を事実上猶予するものに過ぎず、法律上の根拠もなく納期限を延期し、滞納者に期限の利益を付与するものであってはならない。

現在、子育て支援課が使用する分納誓約書雛形は、上記観点に照らすと適当とはいえない表現が含まれているので、「分納誓約の履行状況に関わらず、滞納処分を行うことがある。」ことを明記すべきである。

6 小括

保育料債権については、確認できる限り、不納欠損処理をした事例は認められなかった。また、保育料債権には児童手当からの申出徴収という有効な徴収手段が存在し、町外転出者の追跡が行われていなかった点を除くと、過去においても概ね適切に徴収がなされてきたものと推認される。

さらに、保育の無償化による徴収事務の軽減と令和元年度以降の徴収強化により、未収額は確実に減少するものと見込まれる。

しかし、前記5で指摘したとおり、改善することが望ましい点がないわけではないので、これらの点については速やかに然るべき措置を講じられたい。

第5 上下水道料金について

1 上下水道料金の概要

(1) 下水道使用料の概要

ア 下水道使用料の徴収根拠

下水道法は、公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものと定め（同法3条1項）、市町村は公共下水道管理者として、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる（同法20条1項）。

これを受け、河合町では、河合町下水道条例を定め、町長は公共下水道の利用者から使用料を徴収するものとされている（同条例25条1項）。

イ 下水道使用料が強制徴収公債権である根拠

下水道使用料は、地方自治法231条の3第3項の「法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入」にあたり、地方税の滞納処分の例により処分することができるものとされており（同項前段、同法附則6条3号）、強制徴収公債権にあたる。

※ 地方税法は、地方税の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例によると定めており（地方税法68条6項など）、国税徴収法の財産調査に関する規定（同法141条以下）が適用される。したがって、下水道使用料の

滞納処分についても国税徴収法に定める財産調査が可能である。

※ 滞納処分の執行停止に関する規定（地方税法15条の7、8）も下水道使用料に適用される。

※ 地方自治法231条の3第3項の「法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入」は同条1項の「使用料」に含まれる。したがって、下水道料金にかかる滞納処分の前提となる督促の法令上の根拠は同項となる。

ウ 手数料・延滞金の徴収根拠

普通地方公共団体の長は、地方自治法231条の3第1項の督促をした場合には、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる（同条2項）。

河合町では、上記条例の定めがなく、下水道使用料について手数料及び延滞金を徴収していない。

エ 不納欠損処理

河合町では、下水道使用料債権について不納欠損処理の要件等を定めた要綱等は策定していないが、一定の基準にしたがって不納欠損処理が行われている。しかし、後述するとおり、この基準は不適切であり、直ちに改められるべきものである。

下水道使用料債権を不納欠損処理できる場合は、前記第2の2(1)で述べたとおりである。なお、下水道使用料債権の消滅時効期間は5年である（地方自治法236条1項）。

(2) 水道料金の概要

ア 水道料金の徴収根拠

水道法は、水道事業は原則として市町村が経営するものと定め（同法9条2項）、市町村は水道事業者として、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならないと定めている（同法14条1項）。

これを受け、河合町は、河合町水道事業給水条例により、町が水道事業施設を設置すること、水道事業の給水についての料金、給水装置工事その他給水のための工事の費用の負担その他の供給条件等を定め（同条例1条）、水道料金は水道の利用者から徴収するものと定めている（同条例26条1項）。

イ 水道料金の性質

町と水道利用者との間の給水契約は私法上の契約であり、水道料金債権は私法上の金銭債権（私債権）である（東京高判平成13年5月22日、最決平成15年10月10日）。

※ 水道料金債権は私債権であり、強制徴収公債権のような滞納処分による自力執行権は認められず、国税徴収法に基づく財産調査を行うこともできない。

※ 町の水道料金債権は、地方自治法240条1項の「債権」にあたり、かつ同条4項各号の債権にあたらないので、督促、強制執行等は政令の定めるところによる（同条2項、3項）。したがって、町長は、水道料金債権を履行期限までに履行しない者がいるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない（地方自治法施行令171条）、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、訴訟手続により債務名義を取得し、強制執行の手続をとらなければならない（同施行令171条の2）。なお、以下では、訴訟手続によって債務名義を取得し、強制執行の手続による債権取立てを行うことを「訴訟手続による取立て」という。

ウ 給水停止

水道法は、水道事業者は、当該水道により給水を受ける者が料金を支払わないときは、その理由が継続する間、供給規程の定めるところにより、その者に対する給水を停止することができる（同法15条3項）。

これを受け、河合町水道事業給水条例は、町長は、水道料金を期限内に納付しないときは、使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができるものとしている（同条例42条1項1号）。

なお、給水停止処分を受けた者が、給水の再開を受けようとするときは、給水再開手数料として5000円以内で町長が別に定める額を納付しなければならない（同条2項、同条例施行規程45条）。

エ 不納欠損処理

河合町では、水道料金債権について不納欠損処理の要件等を定めた要綱等は策定していないが、後述するとおり、下水道使用料と同じく不適切な基準にしたがって不納欠損処理を行っている。

水道料金債権について不納欠損処理できる場合は前記第2の2(2)で述べたとおりである。

2 対象期間における上下水道料金の徴収状況

(1) 推移

本件監査の対象期間における上下水道料金の徴収状況の推移は、以下のとおりである。

ア 下水道使用料

					(単位：円)
	H29	H30	R1	R2	R3
調定額（現年度分）	240,522,730	239,665,570	238,548,390	240,703,010	238,756,960
調定額（繰越調定分）	9,497,850	10,045,380	12,312,460	11,995,490	10,696,110
徴収額（現年度分）	235,617,460	232,534,120	232,053,370	235,628,020	235,706,240
徴収額（繰越調定分）	3,852,420	4,302,920	6,129,430	5,679,600	4,239,340
不納欠損額	505,320	561,450	682,560	694,770	779,260
未収残額	10,045,380	12,312,460	11,995,490	10,696,110	8,728,230
徴収率（全体）	95.78%	94.84%	94.95%	95.49%	96.19%
徴収率（現年度分）	97.96%	97.02%	97.28%	97.89%	98.72%
徴収率（繰越調定分）	40.56%	42.83%	49.78%	47.35%	39.63%

イ 水道料金

					(単位：円)
	H29	H30	R1	R2	R3
調定額（現年度分）	519,007,000	515,279,650	507,426,630	456,728,080	494,568,610
調定額（繰越調定分）	23,990,180	25,209,560	24,180,590	27,629,660	28,157,470
徴収額（現年度分）	506,113,770	505,265,330	493,961,800	442,957,700	488,376,160
徴収額（繰越調定分）	9,253,150	8,612,920	7,735,510	11,161,250	8,581,020
不納欠損額	2,420,700	2,430,370	2,280,250	2,081,320	2,372,580
未収残額	25,209,560	24,180,590	27,629,660	28,157,470	23,396,320
徴収率（全体）	94.91%	95.08%	94.37%	93.76%	95.07%
徴収率（現年度分）	97.52%	98.06%	97.35%	96.98%	98.75%
徴収率（繰越調定分）	38.57%	34.17%	31.99%	40.40%	30.48%

ウ 分析

対象期間における下水道使用料の徴収率は概ね95～96%で、水道料金の徴収率は概ね94～95%で、それぞれ推移している。

地方税等及び保育料については令和元年度以降の未収残額の減少が顕著であるが、下水道使用料及び水道料金については顕著な減少はみられない。

なお、令和2年度における水道料金の現年度分の調定額、徴収額及び未収額が他の年度と比較して少ないのは、新型コロナウイルス蔓延による経済情勢を踏まえて基本料金の減免が実施されたためである。

(2) 令和3年度末における未収状況について

令和3年度末における未納件数は、下水道使用料は1008件（164名）、水道

料金は385件（68名）である。

なお、本件監査実施時点において未納となっている上下水道料金について分納誓約書を提出している滞納者は43名（うち1名は水道料金のみ）である。また、分納誓約書を提出している滞納者の中には生活保護受給者も含まれている。

(3) 対象期間における不納欠損処理

対象期間の毎年度において上下水道料金債権の不納欠損処理が行われている。

上下水道課では、平成18年度以降、当初納期限の年度から7年が経過した段階で未納となっている全ての上下水道料金債権について一律に不納欠損処理するという基準に基づき、毎年度末に不納欠損処理を行っている（例えば、令和3年度末は、当初納期限が平成26年度中であったものを一律に不納欠損処理した。）。なお、平成17年度以前は、当初納期限の年度から10年が経過した段階で未納となっている全ての上下水道料金債権について一律に不納欠損処理をしていた。

上記基準では、法律上徴収することができるか否かに関わりなく、未納となっている上下水道料金債権は一律に不納欠損処理される。したがって、分納誓約書による時効更新（中断）により消滅時効が完成しておらず、滞納処分の執行停止も行われていない下水道使用料債権が不納欠損処理される一方で、納期限から5年が経過して時効消滅した下水道使用料債権が不納欠損されずに約2年間放置されるという状況も生じている。また、私債権である水道料金債権については、消滅時効の援用がなされておらず未だ消滅していない債権についても不納欠損処理がなされている。

このように、上記基準に基づいて不納欠損処理された上下水道料金債権には、法律上徴収することができるにも拘らず不納欠損処理された結果、債権管理が事実上なされていないものが含まれている。

不納欠損処理は法律上徴収することができない債権について行うべきものであるから、上記基準は明らかに不適切である。

3 上下水道料金債権の管理

(1) 一般的な徴収手続

河合町の下水道使用料は納入通知書により毎月徴収するものとされており（河合町下水道条例26条）、水道料金は毎月算定して納入通知書、口座振替又は集金の方法により徴収するものとされている（河合町水道事業給水条例29条）。

実際の運用としては、下水道使用料と水道料金を合わせて徴収する方法がとられており、口座振替、納入通知書による窓口納付又は集金のいずれかの方法によって徴収が行われている。なお、本件監査時点における各徴収方法の割合は、口座振替が約93%、窓口納付が約6%、集金が約1%である。

(2) 滞納が生じた場合の対応手続（その1）

上下水道料金の滞納が生じた場合の対応手続は以下のとおりである。

まず、納期限までに口座振替ができなかった場合、その都度、当該滞納者に対して「水道料金口座振替の結果について」と題する文書と納入通知書兼領収書を合わせて送付し、納入通知書兼領収書にて速やかに納付するか、翌月分と一緒に口座振替で納付するかのいずれかを督促する。

納期限までに窓口納付しなかった滞納者に対しては、その都度、電話督促を行う。

口座振替・窓口納付を問わず、上下水道課の職員が訪問徴収を試みることもある。集金による徴収を行っている場合、滞納が生じたときには集金の都度督促を行う。

これらの方法によっても徴収できないときは、滞納者に対し、半年に1回のペースで、「上下水道料金の請求について」と題する文書を送付して納付を促す。同文書を送付するときは重複納付を避ける為に納付書は同封しない。また、同文書には、期限までに納付されない場合は給水停止の手続きに移行するとの警告文を記載しているが、実際に給水停止を行うことはない。

以上の一連の対応についてマニュアル等はなく、過去からの運用を引き継いで行っている。

(3) 滞納が生じた場合の対応手順（その2）

ア 上下水道課は、1年に4回（8月、10月、12月、2月）、特に悪質と判断される長期滞納者をリストアップして、以下のような対応を取る。なお、リストアップされる滞納者は、給水契約締結後に一度も上下水道料金を支払わない者、集金のために再三訪問しているにも拘わらず、納付の意思がないと認められる者、数か月に1回1月分の上下水道料金だけ納付することを繰り返す者、給水停止を行い、分納誓約の履行を条件に給水を再開したにも拘わらず、その履行をしない者、分納誓約により完済した後に再び滞納する者などである。

- ① まず、リストアップした対象者に対し、「督促書」と題する文書を送付し、概ね2週間後に定めた納期限までに納付するよう求めるとともに、納付されない場合は給水停止を行うことの警告を行う。

「督促書」の納期限内に一部納付又は納付計画の約束（分納誓約書による）がなされたときは、②に進まない。

- ② 「督促書」を送付しても何も反応がないときは、1か月後に「催告書」と題する文書を送付し、概ね2週間後に定めた納期限までに納付するよう求めるとともに、納付されない場合は給水停止を行うことの警告を行う。

「催告書」の納期限内に一部納付又は納付計画の約束（分納誓約書による）がなされたときは、③に進まない。

- ③ 「催告書」を送付しても何も反応がないときは、1か月後に、「給水停止予告書」と題する文書を送付し、概ね2週間後に定めた納期限までに納付するよう求めるとともに、納付されない場合は給水停止を行うことの警告を行う。

「給水停止予告書」の納期限内に一部納付又は納付計画の約束（分納誓約書による）がなされたときは、④に進まない。

なお、令和３年度において「給水停止予告書」を送付したのは２２件である。

- ④ それでも納付されないときは、「給水停止予告書」発送から１か月後に給水停止を行うとともに、「給水停止書」と題する文書を送付し、給水停止を行ったことを通知するとともに、未納額の完納及び給水再開手数料の納付を条件として給水を再開することを通知する。

なお、令和３年度ににおいて給水停止に至ったのは１７件である。

給水停止されると殆どの滞納者から何らかの連絡がある。この段階で一部納付及び納付計画の約束（分納誓約書による）を行う者が多く、その場合には給水を再開する。しかし、分納誓約が不可能であると訴える者もあり、その場合には状況が好転すれば支払うよう求めた上で給水を再開する。いずれの場合についても給水再開手数料は徴収しない。

- イ 上記①から④までの対応手順については「給水フローチャート」と題する簡単なマニュアルが存在する。

上記マニュアルには、給水停止をした場合において、給水を再開するときには一部納付及び納付計画の約束（分納誓約書による）を条件とする旨記載されているが、実際には、上述のとおり、これら条件が満たされなくても給水を再開することがある。なお、令和３年度末における未納件数は、下水道使用料は１００８件（１６４名）、水道料金は３８５件（６８名）であるの対し、分納誓約書を提出している滞納者は４３名（うち１名は水道料金のみ）に止まる。

また、上記マニュアルには、上記①から④の各段階で一部納付又は納付計画の約束があった場合でも、その後も納付がない滞納者については「次のステージへ進む」と記載されている。しかし、下水道使用料について財産調査・滞納処分に進むことや、水道料金について訴訟手続による取立てに進むことはなく、再度上記①から④の対応手順が繰り返されるだけである。

- ウ 上下水道課は、上記①から④の各段階で分納誓約書を取得するにあたり、財産調査は行っていない。

上下水道課が使用している分納誓約書の雛形は、何らかの規程に定められた様式のようなものであるが、当該規程が現在では不明となっており、相当以前から使用しているものと解される。

また、上下水道課が滞納者に提出させる分納誓約書は、未納となっている上下水道料金明細を添付することで納付計画の記載に代えている。しかし、単に上下水道料金明細を添付するだけでは、いつ、いくら支払うのかが判然としないため納付計画の内容が不明確であり、滞納者が納付計画を理解できるのか、そもそも

納付計画といえるのか疑問がある。

また、分納誓約は、分納誓約の履行状況を踏まえて事実上徴収を猶予するものであり、滞納者に期限の利益を付与するものであってはならないが、その観点に照らすと、上下水道課が使用する分納誓約書の雛形には不適切な表現が含まれている。

(4) 滞納処分等について

ア 本件監査の対象期間において、下水道使用料について滞納処分が行われた事例はなく、水道料金について訴訟手続による取立てを試みた事例もない。

また、下水道使用料について滞納処分の執行停止が行われた事例もなく、水道料金について債権放棄等の権利消滅手続がとられた事例もない。

イ 下水道使用料について、滞納処分又は滞納処分の執行停止の前提となる財産調査が行われた事例はない。

但し、上下水道課は、税務課から滞納者にかかる破産の情報は取得している。

もっとも、下水道使用料債権は強制徴収公債権（国税徴収の例によって徴収することができる請求権）であるから、破産法253条1項1号の非免責債権にあたり、滞納者が破産決定に伴う免責決定を得たからといって法律上徴収することができなくなるものではなく、滞納処分の執行停止の要件に該当する事実がある場合に限り執行停止が可能であり、3年間執行停止が継続したときに消滅することに注意が必要である。さらに、滞納者が免責決定により破産債権の支払いを免れる結果、非免責債権である下水道使用料についての支払能力が回復することがあり得ることにも注意が必要である。滞納者の破産それ自体は未納となっている下水道使用料の徴収を止める理由にはならないということである。

また、破産に関する情報は官報によって公告され、債権者であれば破産事件記録を裁判所で閲覧することも可能であるから、滞納者に関する破産情報は地方税法22条の「秘密」にあたらず、私債権である水道料金債権の管理に利用することも可能である。しかし、滞納者が破産したからといって必ず免責決定を得るわけではないこと（破産法252条1項）、免責決定を得た場合であっても、水道料金債権はそれだけで消滅するものではなく（取り立てのできない自然債務となるだけ）、河合町債権管理条例に基づく債権の全部放棄（同条例6条3号）等がなされない限り消滅しないことにも注意が必要である。滞納者が破産決定・免責決定を受けたからといって、未納となっている水道料金債権について直ちに不納欠損処理できるものではないということである。

ウ 前記3(2)及び(3)で述べたとおり、上下水道料金債権についての督促は何度も行われるが、下水道使用料について滞納処分することを想定していないためか、どの督促を滞納処分の前提となる督促と位置付けているのか判然としない。

滞納処分的前提となる督促は行政処分であり、同じ内容の行政処分を繰り返すことは許されないので、いちばん最初に行う督促を滞納処分的前提となる督促と解するのが相当であるが、上下水道料金債権について繰り返される督促の文書には、いずれも不服申立についての教示が記載されていない。

4 現状と問題点

(1) 現状

地方税等・保育料とは異なり、対象期間において上下水道料金債権の徴収が強化されているとは認められない。滞納処分や訴訟手続による取立ても行われておらず、財産調査も行われていない。

また、不適切な基準に基づく不納欠損処理が毎年度行われており、法律上徴収することができる上下水道料金債権の管理が事実上放棄されている。

以上のことから、上下水道料金債権については、不納欠損処理及びその前提となる債権管理が適切になされているとはいえない。

(2) 問題点

本件監査の結果、上下水道料金債権の管理について認められた問題点は以下のとおりである。

ア 法律上徴収することができる債権が不納欠損処理されており、債権管理が事実上放棄されている。

イ 滞納が生じた場合の対応手順が余りにも煩瑣である一方で、十分な成果が得られていない。

ウ 給水停止をした場合において、給水再開手数料を徴収していない。

エ 滞納処分又は訴訟手続による取立てが全く行われていない。

オ 下水道使用料について滞納処分的前提となる督促が判然としない。

カ 滞納者から分納誓約書を取得するにあたり、財産調査が行われていない。

キ 上下水道課が使用する分納誓約書は納付計画（いつ、いくら払うのか）の内容が不明確であり、分納誓約が事実上の徴収猶予であることに照らすと不適切な表現が含まれている。

ク 時効消滅にかかった下水道使用料について分納誓約させている事例が存在する。

ケ 生活保護受給者に分納誓約させている事例が存在する。

5 改善策の提示

上記アないしケの各問題点について、以下のとおり改善策を提示する。

(1) 不納欠損処理に関する基準の見直し（問題点ア）

現在、上下水道料金債権については、法律上徴収することができるか否かとは関係なく、当初納期限の年度から7年経過したものについて一律に不納欠損処理がなされている。

このような不適切な基準による不納欠損処理は直ちに改める必要があり、不納欠損処理の対象は法律上徴収することができない債権に限られることを明確にするために、新しい基準を要綱等によって定めるべきである。

新たな基準を定めるにあたっては、強制徴収公債権である下水道使用料については、税務課が定める「河合町町税等に係る滞納処分の執行停止及び不納欠損処理に関する要綱」を参考とすることが考えられる。これに対し、水道料金は私債権であり、税務課の上記要綱は参考とできないが、町が有する私債権が法律上徴収することができなくなる場合を整理して適切な基準を定めるべきである（前記第2の2(2)も参考とされたい）。

(2) 不適切に不納欠損処理された債権の管理について（問題点ア）

法律上徴収することができるにも拘らず、不納欠損処理された上下水道料金債権については、現在のところ債権管理が事実上放棄されている状況にあるが、このような状況は直ちに改める必要がある。

そこで、可能な限り過去の不納欠損処理に遡って調査を行い、法律上徴収することができるにも拘らず不納欠損処理されたことが明らかな上下水道料金債権を洗い出して、これら債権についての徴収事務を再開するべきである。

具体的には、分納誓約書による時効更新（中断）により消滅時効が完成していない下水道使用料債権、消滅時効期間は経過したものの時効の援用がない水道料金債権などが考えられる。

(3) 滞納整理に関する対応手順の見直し（問題点イ、エ）

本件監査の対象期間において上下水道料金債権の滞納処分はなされておらず、平成28年度以前も積極的に滞納処分は行われていなかったと推認される。

滞納が生じた場合の対応手順も、前記3(2)及び(3)で述べたとおり、滞納処分又は訴訟手続による取立てを想定したものと認められず、成果の乏しい分納誓約を繰り返しているだけのように見える（分納誓約書の提出すらしない滞納者もいる）。

そこで、現時点で未収となっている上下水道料金債権のうち、下水道使用料債権については滞納処分を行うことを前提に、水道料金については訴訟手続による取立てを行うことを前提にして、具体的な徴収に向けた事務に速やかに着手するべきである。

① 下水道使用料債権については、全滞納者について直ちに財産調査を実施するべきである。なお、財産調査を効率的に行うため、まずは税務課との情報共有を図るべきである（前記第4の5(2)参照）。

また、財産調査と並行し、滞納処分を前提とした督促、催告、差押予告を粛々と行い、収入や資産を発見した場合には躊躇することなく滞納処分を行うべきである。

なお、前記第3で述べたとおり、地方税等については令和元年度以降に徴収が強化され、顕著な成果が認められるため、下水道使用料にかかる財産調査、滞納処分に向けた手続、滞納処分でも徴収できなかった債権の管理、分納誓約書の取得など全般的に税務課の事務処理に準じて行うべきであり、上下水道課と税務課においてノウハウを共有する体制を構築することが望ましい。

- ② 水道料金は私債権であるため、滞納者の収入・資産については任意の調査しか行えないが、給水停止や下水道使用料債権にかかる差押予告に応じて滞納者が来庁したときなどに、収入・資産を調査することの同意書を取得することで金融機関等関係先への調査が可能となる。

訴訟手続による取立ては裁判所を利用することになり、事務処理にかかる手間や費用対効果の問題もあるため、弁護士等専門家の助言等も得ながら手続を進められたい。

(4) 給水停止の積極的な活用（問題点イ、ウ）

給水停止は、生活維持に不可欠な水道の使用を制限することにより、間接的に水道料金の納付を促すものであり、水道料金の滞納を速やかに解消することができる極めて有効な手段である。また、下水道使用料と水道料金を合わせて徴収していることから、事実上、給水停止は下水道使用料の滞納を解消するための有効な手段としても機能する。

しかし、前記3(3)で述べたとおり、これまでは給水停止の対象を悪質な長期滞納者に限定しているため十分な成果を得られていない。また、対象者のリストアップを年4回も行ったり、給水停止予告を何度も繰り返したりするなどの事務手続も煩瑣である。

これまでのように給水停止を限定的かつ最終的な手段のように位置付けるのではなく、むしろ、今後は、滞納初期段階における徴収手段と位置付けるべきである。

すなわち、上下水道料金の滞納が新たに生じたときは、直ちに文書による督促と給水停止予告を行い、納期限までに納付がなければ躊躇せず給水停止を行うべきである。この場合、滞納は未だ少額であるから、滞納者としても生活維持のために納付を優先するものと考えられ、速やかに滞納を解消することができると考えられる。

このように、給水停止を滞納初期の段階から積極的に活用することにより、滞納を速やかに解消し、ひいては長期滞納の発生を防ぐことができる。また、滞納者としても、上下水道料金を滞納する都度、給水再開のために来庁しなければならず、給水再開手数料を余分に徴収されることになれば、給水停止を避けようとするはずであり、新たな滞納発生を予防する効果も期待できるのである。

※ なお、事実上、給水停止が下水道使用料の徴収手段としても機能することは既に述べたとおりであるが、あくまで給水停止は水道料金の滞納を理由として行う

ものであるから、下水道使用料の滞納を理由として給水停止を行うことは許されないことに留意されたい。

(5) 給水再開手数料の徴収（問題点ウ）

これまで給水再開手数料を徴収していないのは明らかな条例違反である。

給水再開手数料を徴収できない原因も、給水停止の対象を長期滞納者に限定していることにありと考えられる。

今後は給水停止を滞納初期段階における徴収手段として位置付けるとともに、給水再開手数料についても徴収すべきである。上述のとおり、給水再開手数料を徴収することが、上下水道料金の滞納発生を予防することにもつながるのである。

(6) 督促について（問題点オ）

現在、上下水道料金の滞納が生じたときは、滞納者に対して様々な督促文書が送付されているが、いずれが下水道使用料の滞納処分の前提となる督促であるのか判然としない。

今後は、滞納発生後に最初に送付する督促文書を、下水道使用料の滞納処分の前提となる督促と位置付け、当該督促文書に不服申立についての教示を明記すべきである。

(7) 分納誓約書の取得について（問題点カ、キ）

分納誓約書を提出させて徴収を事実上猶予する場合は、必ず財産調査を行い、その時点における収入・資産では滞納処分・訴訟手続による取立てが困難であることを確認すべきである。なお、財産調査は分納誓約書の提出後でもよく、財産調査によって収入や資産が発見された場合には、分納誓約書が提出されていても滞納処分や給水停止、訴訟手続による取立てを行うべきである。

分納誓約は、分納誓約の履行状況を踏まえて事実上徴収を猶予するものに過ぎないので、滞納者に期限の利益を付与するような記載の分納誓約書は使用するべきではなく、「分納誓約の履行状況に関わらず、滞納処分や給水停止、訴訟手続による取立てを行うことがある。」ことを明記するべきである。

上下水道課が現在使用している分納誓約書の雛形は、相当以前から使用されているものと解され、不適切な表現も含まれているので、税務課が使用する分納誓約書などを参考として新たな雛形を作成されたい。

また、分納誓約書には、いつ、いくら支払うのかという具体的な納付計画を記載させるべきである。

(8) 適切な時効の管理（問題点ク）

上下水道課では、当初納期限の年度から7年経過した上下水道料金債権を一律に不納欠損処理してきたため、上下水道料金債権の消滅時効が債権毎に個別に管理されてこなかった。

そのため、時効により消滅した下水道使用料債権について分納誓約がなされているものがある。このような債権管理は明らかに不適切であり、無用な事務を生じさせるだけでなく、仮に時効消滅した下水道使用料を徴収すれば不当利得となってしまうので、直ちに是正する必要がある。

時効消滅した下水道使用料債権は速やかに不納欠損処理し、債権管理の対象から外すべきである。

※ なお、時効消滅した下水道使用料債権の管理に問題がなかったか検討する必要があることは言うまでもない。

(9) 滞納処分 of 執行停止等による整理（問題点ケ）

分納誓約書を提出している滞納者の中には生活保護受給者も複数含まれている。

生活保護を受給している滞納者については、分納誓約の対象となっている上下水道料金債権が生活保護受給開始よりも前に発生しているものであれば、下水道使用料債権については滞納処分 of 執行停止の要件に該当する可能性が高く、水道料金については河合町債権管理条例6条2号に該当する可能性が高い。したがって、これら滞納者については滞納処分 of 執行停止や同条例に基づく債権放棄を検討することが望ましい。

また、今後、滞納者について財産調査を進めることで、滞納処分 of 執行停止や、履行延期特約（地方自治法施行令171条の6第1項1号）、河合町債権管理条例に基づく債権放棄などにより、徴収事務を停止又は終了することのできる事案が発見される可能性がある。このような事案について、どのような措置を講じるかは町の裁量事項であるが、限りある人員・予算・時間を徴収可能性のある債権の徴収に集中することは効率的な徴収事務に資するものであるから、徴収可能性の乏しい債権を債権管理の対象から外すという選択肢も検討されるべきである。

6 小括

上下水道料金債権の不納欠損処理及びその前提となる債権管理については、全体的に適切とはいえない事務処理がなされており、厳しい指摘をせざるを得なかった。

本件監査の結果を踏まえて改善すべき点は速やかに改善し、徴収強化に取り組まれない。また、徴収強化に取り組むことによって一時的に事務量が増大することが見込まれるので、担当職員を増員するなどの必要な措置も検討されたい。

第6 さいごに

今回の個別外部監査は強制徴収公債権等の不納欠損処理を対象とするものであったが、不納欠損処理の前提として、そもそも適切に滞納整理が実施されているかに重きを置く形となった。

地方税等及び保育料については、徴収強化以降、徴収状況は顕著に改善されているものの、改善すべき問題点があることは指摘したとおりである。

また、上下水道料金については現在も全体的に適切とはいえない債権管理がなされているので直ちに改善に取り組む必要がある。

なお、令和元年度に実施した個別外部監査においても指摘したところであるが、徴収強化に取り組むことはもちろん重要であるが、一方で、納税者の理解を得るためには、今後、歳出面の当否についても厳しく吟味していくことが求められることを忘れてはいけない。

以 上